

職長教育、職長・安全衛生責任者教育 案内書

法令根拠 講習内容

- 労働安全衛生法第60条では、政令で定める業種(下記参照)で、新たに職務に就く職長等の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、①作業方法の決定及び労働者の配置に関する事、②労働者に対する指導又は監督の方法に関する事、③前2号のほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるものについて安全衛生教育を行わなければならないとされています。
- この講習は、新たに職長等の職務に就いた方、就こうとする方に対して、労働安全衛生規則第40条の規定に基づいて実施するものです。ぜひ、この機会に受講されるようお勧めします。

建設業、製造業(ただし、以下を除く。)、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業

- ・食料品、たばこ製造業(うま味調味料製造業、動植物油脂製造業を除く。)
- ・繊維工業(紡績業、染色整理業を除く。)、衣服その他繊維製品製造業
- ・紙加工品製造業(セロファン製造業を除く。)、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

- 上記の職長教育に、安全衛生責任者教育の2科目、2時間を同一日に実施いたしますので、職長教育及び職長・安全衛生責任者教育の受講コースを選択できるようにしています。
- なお、当協会が行う職長・安全衛生責任者教育は製造業(据付けや保守作業、設備工事等の作業を行う方)を対象に行うものです。一般の建設業関係については、「建設業労働災害防止協会 愛媛支部(089-943-5330)」にお問い合わせください。

受講申込

受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)
 申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日) なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。
 手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

受講資格

新たに職長等の職務に就いた方又は就こうとする方

講習科目 講習時間

教育科目		時間
【職長教育】	作業方法の決め方、労働者の適正な配置の方法	2時間
	指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
	危険性及び有害性等の調査方法、調査結果に基づき講ずる措置、設備・作業の具体的改善措置	4時間
	異常時における措置、災害発生時における措置	1.5時間
	作業設備・作業場所の保守管理の方法、労働災害防止の関心保持及び創意工夫を引き出す方法	2時間
【職長・安全衛生責任者教育】 ※上記に加えて	安全衛生責任者の役割、安全衛生責任者の心構え、労働安全衛生関係法令の関係条項	1時間
	安全施工サイクル、安全行程打合せの進め方	1時間
職長のみは 合計 12時間 …… この時間には休憩時間は含まれておりません。 職長・安責は合計 14時間 実際の講習では休憩を考慮した時間配分となっています。		

※グループ演習(討議)では、感染予防のため、当協会でご用意するフェイスシールドを着用します。

受講料

R4.4.1 料金改定

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
職長教育のみ	一般 15,950円	880円	16,830円
	会員 11,550円		12,430円
職長・安全衛生責任者	一般 17,050円	1,540円	18,590円
	会員 12,650円		14,190円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

修了証

全科目を受講した方に対して、修了証を交付いたします。